

## 社団法人 日本鋼構造協会役員報酬規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、定款第 17 条（役員報酬）に関し、必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第 2 条 この法人の役員は、無報酬を原則とするが、常勤役員（専務理事・常務理事をいう）には理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

2. 報酬の種類は、俸給および通勤手当とする。

(俸 給)

第 3 条 俸給を支給する場合は、原則として年俸制とする。

2. 年俸総額は、原則として次の各号に掲げる役員ごとに各号で定める指定職俸給表（国家公務員の一般職員の給与に関する法律（昭和 25 年法第 95 条）別表第十の指定職俸給表をいう。以下この項において同じ）の号俸の対応する俸給月報の範囲内の額を基準として、国等の給与水準、本協会の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準、勤務実態を鑑み会長が決定する。

一	専務理事	指定職俸給表	4 号俸
二	常務理事	指定職俸給表	3 号俸

3. 俸給月額、年俸総額を 12 等分にして毎月支給する。ただし、役員希望によりこれを 12 等分以上に分割して、俸給月額および賞与に区別して支給することもできる。

4. 前項により支給する俸給月額を別に定める退職金算定の際の本給として取り扱う。

(給与の支給)

第 4 条 給与は、当月分をその月の 20 日に支給する。なお、支給日が休日のときは、その直前の出勤日とする。

2. 役員が前条 3 項のただし書きに従った支給方式を希望した場合の賞与は、毎年 6 月および 12 月の所定日に支給する。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、この法人の通勤定期代支給規程第 3 条に従って支給する。

(賞 与)

第 6 条 役員が前条 3 項のただし書きに従った支給方式を希望した場合の賞与は、毎年 6 月および 12 月の賞与支給日に在職する役員に対して支給する。

2. 賞与の額は、第3条3項のただし書きによって決められた額とする。

(月割計算)

第7条 新たに役員になった者には、その月から俸給を支給する。

2. 役員が退職し、または解任された場合には、その月までの俸給を支給する。
3. 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

(報酬の支払い方法)

第8条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程に関し、必要な事項は職員の例に準ずるものとする。

- 附則
1. 平成18年11月16日日開催の理事会において承認制定。
  2. 平成18年11月16日より施行。